

研修講座の申込等

研修講座の申込等について

研修講座の申込・欠席等に係る手続きは、以下の内容を確認してください。

1 受講申込方法

- (1) 必修講座は、申込不要です。
- (2) 選択講座は、受講管理システムにて申込をしてください。
※申込に関するお問い合わせは京都府総合教育センター企画研究部(075-612-2950)までお願いします。
※受講管理システムによる申込ができない場合に、研修講座受講申込書(様式1)を使用してください。
※研修講座受講申込書(様式1)は、京都府総合教育センターホームページ(ITEC)からダウンロードしてください。
- (3) 推薦講座は、教育局長、府立学校長の推薦が必要です。
- (4) 事務職員の指定講座は、「単位制履修制度の概要」ページを参照してください。
- (5) 免許状更新講習講座、出前講座、講師対象講座はそれぞれのページを参照してください。

2 受講申込期間

	小学校、中学校、義務教育学校	府立学校(附属中学校含む。)
4・5月講座	4/4(月)～4/13(水)	4/4(月)～4/15(金)
※免許状更新講習	4/4(月)～4/20(水)	4/4(月)～4/20(水)
6月講座	4/25(月)～5/9(月)	4/25(月)～5/12(木)
7・8月講座	5/23(月)～6/1(水)	5/23(月)～6/6(月)
9・10月講座	7/19(火)～7/28(木)	7/19(火)～8/2(火)
11・12月講座	9/5(月)～9/16(金)	9/5(月)～9/22(木)
1・2月講座	10/31(月)～11/14(月)	10/31(月)～11/18(金)

該当者が全員受講対象となっている講座(要申込)

4月講座

No. 803「新任副校長・新任教頭・新任事務長講座」・・・新任の副校長・教頭、事務長

5月講座

No. 804「管理職『特別支援教育・メンタルヘルス』講座」・・・新任の管理職

No. 814「府立学校新任事務長講座」・・・新任の事務長

7月講座

No. 701「危機管理講座」・・・未受講の副校長・教頭、事務長

No. 813「新任管理職『ハラスメント防止』講座」・・・新任の校(園)長、副校長・教頭、事務長
総括主事

10月講座

No. 802「副校長・教頭・事務長講座」・・・No. 811、812講座の対象者

3 定員について

申込が定員を超過した場合は、人数等を調整することがあります。

4 欠席・遅刻・早退連絡について

(1) 欠席について

研修講座を欠席する場合は、校（園）長又は副校長・教頭、事務長から連絡してください。

	電話連絡先	欠席届について
初任者・新規採用者研修	研修・支援部（075-612-2952）と市町（組合）教育委員会（府立学校は除く。）	欠席届提出が必要（注） （研修・支援部へ直接提出）
ステップアップ研修	「研修講座の実施概要」ページに記載の連絡先	欠席届不要
中堅教諭等資質向上研修	地域教育支援部（0773-43-2934）と市町（組合）教育委員会（府立学校は除く。）	欠席届提出が必要 （地域教育支援部へ直接提出）
選択・推薦・指定講座	「研修講座の実施概要」ページに記載の連絡先	欠席届不要

（注）日程等の変更ができる場合は欠席届不要

※欠席届（様式2：教職員研修計画又は様式9：初任期育成研修 実施の手引き）は、京都府総合教育センターホームページ（ITEC）からダウンロードしてください。

(2) 遅刻・早退について

研修講座に遅刻・早退する場合は、校（園）長又は副校長・教頭、事務長から「研修講座の実施概要」ページに記載の連絡先に電話で連絡してください。

5 研修講座の実施要項

京都府総合教育センターホームページ（ITEC）に、講座実施日の前月15日を目処に研修講座の実施要項を掲載しますので、必ず確認してください（携行品、準備物、事前の課題等を掲載します。）。

6 受講に当たっての注意事項

- (1) 集合研修の講座を受講の際には、「健康チェックシート」を記入・持参してください。シートについては「京都府総合教育センターホームページ（ITEC）」よりダウンロードできます。
（シートの持参が不要になる場合は、ホームページ等でお知らせします。）
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日の健康状態等により受講をお断りする場合があります。
- (3) 自家用車（二輪車を含む。）で来所（外部会場を含む。）することはできません。公共の交通機関を利用してください。
- (4) 研修講座の受講に当たって、合理的配慮やその他の配慮を希望する場合は、受講申込時に校（園）長又は副校長・教頭、事務長から京都府総合教育センター担当部（実施概要の連絡先）まで連絡してください。

例：身体的理由等の事情で自家用車を利用する。

手話通訳、資料の点訳等が必要である。

7 気象警報発表時の対応

気象警報発表時（計画運休を含む。）についても、原則として研修講座は実施します。その際に、やむを得ず欠席・遅刻等する場合は、管理職を通して、京都府総合教育センターまで連絡してください。

公共交通機関の運休等でやむを得ず中止等する場合は京都府総合教育センターホームページ（ITEC）に掲載します。

感染症拡大防止等の対応のため、集合研修をオンライン研修等に変更する場合があります。研修講座の研修形態の変更等がある場合は事前に通知します。